

制定 平成14年 4月1日  
改正 平成15年 4月1日  
改正 平成16年 4月1日  
改正 平成17年 7月1日  
改正 平成18年 8月1日  
改正 平成18年12月1日

## 社団法人 日本労務研究会 役員給与規程

(総則)

第1条 社団法人日本労務研究会の役員給与は、この規程の定めるところによる。

(給与の区分)

第2条 常勤役員給与は、年俸、通勤手当とする。常勤役員以外の役員に役員給与を支給する場合には、会長が別に定める。

(給与の支払)

第3条 役員給与は、その金額を通貨で直接役員に支払うものとする。ただし、法令又は規程に基づき役員給与から控除すべきものがある場合には、その役員に支払うべき給与の金額からその金額を控除して支払うことができる。

2 役員が給与の全部又は一部につき自己の預貯金への振込を申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(年俸及び月例支給額)

第4条 常勤役員年俸表は、次に掲げるとおりとする。

等級	年俸額
1等級	12,000,000円
2等級	10,000,000円
3等級	8,000,000円
4等級	6,300,000円
5等級	5,400,000円
6等級	3,600,000円

2 常勤役員年俸は、役員任期毎に決定された等級の額とする。

3 会長は、本人の業績、研究会の財政状況等を勘案し、常勤役員年俸等

級を決定する。

- 4 決定等級年俸の月例支給額は、その年俸の額を12で除して得た額を基準とする。

(通勤手当)

第5条 通勤手当は社団法人日本労務研究会職員給与規定第23条に規定するとおりとする。

- 2 任期満了後再任された役員は、引き続き支給要件が継続しているものとみなす。

- 3 その他通勤手当に関する事項は、職員就業規則の規定を準用して決定する。

(年俸、通勤手当の支給)

第6条 年俸は月例で支給する。その支給方法は次のとおりとする。

支給日：毎月15日(その日が休日に当たるときは、前日に繰り上げる。)

- 2 通勤手当は毎月15日(その日が休日に当たるときは、前日に繰り上げる。)にその月の分を支給する。

(年俸支給の調整)

第7条 常勤役員が年度の途中で新たに就任したときはその月以降、あるいは離職し又は死亡したときはその月までについて月例額を支給する。

(端数処理)

第8条 この規程による各計算において、円未満の端数を生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

附則

この規程は、平成18年12月1日から適用する。

制定 平成14年 4月1日  
改正 平成18年12月1日

## 社団法人 日本労務研究会 役員退職金規程

(総則)

第1条 社団法人日本労務研究会の役員退職金は、この規程の定めるところによる。

(支給)

第2条 役員には、退職金を支給しない。ただし、理事会の議決があるときは、その議決するところにより、退職慰労金を支給することができる。

附則

この規程は、平成18年12月1日から適用する。